

裁 決 書

長野県 [REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]
長野県 [REDACTED]
処分庁 [REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 26 年 3 月 10 日付けで提起された、処分庁が平成 26 年 2 月 27 日付けで行った、生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成 26 年 2 月 27 日付けで請求人に対して行った本件処分は、これを取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁が、請求人に平成 26 年 2 月 27 日付けでした生活保護法（以下「法」という）に基づく生活保護申請却下決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人はこの点から本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

処分庁は、請求人が平成 26 年 2 月 17 日付けで申請した法による保護の申請に対し、扶養義務者の引取りにより最低生活が維持可能なため、また、稼働能力を活用しているとは認めがたいという理由から本件処分を決定した。

これに対し、請求人は、水道・電気・ガスが全て止まっており、生活が出来ないのに、保護の申請を却下したことに納得できないとして、本件処分の取消しを求めたものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 請求人は、平成26年2月17日に処分庁を訪れ、保護申請を行ったこと。

処分庁は請求人との面接の中で、次の事項を確認したこと。

① 請求人は派遣会社の紹介で他県の工場に就労したが、同僚とトラブルを起こし平成25年11月末に解雇されたこと。

なお後日処分庁が派遣会社から、会社としては雇い続ける方針で請求人に話したが、請求人自ら退社したことを確認し、また請求人も「騒ぎを起こして気まづくなってしまう辞めた。」と話したこと。

② 他県に住む父親のもとで生活していたが、生活管理に耐え切れず一週間家を出て、平成26年1月初旬に以前生活をしていた須坂市で生活を始めたこと。

③ 就職活動について、スマートフォンで求人を見つけ、就職活動をしてきたこと。

派遣会社で工場への派遣が決まったが、携帯電話が破損し、会社との連絡において本人確認ができず、内定が取消されてしまい無職状態であること。

④ 急迫状況について、家の電気は使用できるが、ガス・水道は不通で、手持ち金が●円であること。

(2) 処分庁は、平成26年2月17日に法第29条に基づき金融機関等に対し請求人に係る預貯金等の有無を調査し、平成26年2月19日に銀行から預貯金●円について回答を得たこと。

(3) 処分庁は、平成26年2月19日に請求人の父親からの電話で、次の事項を確認したこと。

① 請求人の銀行口座に●万円を振り込み、生活支援金の返還金●万円を現金書留で郵送したこと。

② 請求人が自分のもとで暮らす意思があるなら受け入れる。ただし仕事をすることが前提であること。旅費は出せないが迎えに行くこと。また請求人の意思を確認し連絡がほしいこと。

(4) 請求人は、平成26年2月20日に処分庁へ来所し、銀行の払い戻し明細書を提出したこと。処分庁は払い戻し明細書から請求人が平成26年2月19日に●万円を引き出したことを確認したこと。

また、処分庁は請求人が仕事をするという前提で、請求人の父親が自宅で引取る意思があることを伝えたところ、請求人は「父親と生活することは考えられない。今まで2度一緒に生活したが、すぐにけんかとなり飛び出した。父親と生活するくらいなら、生活保護が受けられなくても構わない。」と返答したこと。

処分庁は、請求人に対して保護の補足性について説明し、扶養を受けることについて再度考えるよう伝えたこと。

(5) 処分庁は、平成26年2月24日に請求人宅を訪問し、請求人の父親の引取りについて再度確認したところ、請求人から「同じことの繰り返しになるので、父親の元で暮らすつもりはない。」との回答を答えたこと。

また処分庁は訪問時に請求人宅に電気が通っていることを確認したこと。

(6) 処分庁は、平成26年2月24日に請求人の意思を請求人の父親に伝えたこと。



(7) 処分庁は、平成 26 年 2 月 27 日にケース診断会議を開き、次の内容を検討し本件処分を決定したこと。

① 最低生活費 〇〇〇〇 円

② 病状等特記事項 特になし

③ 雇用される場があったにもかかわらず、自己都合での退職を繰り返しており、稼働能力を活用しているとは認めがたいこと。

また父親が引取りにより扶養の意思を示しており、保護に優先して活用すべきであること。

(8) 処分庁は、平成 26 年 2 月 28 日に所内において保護申請却下決定通知書を手交したこと。

2 判断

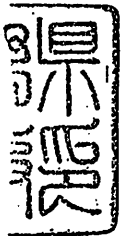
(1) 法第 4 条第 1 項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」こととされ、また第 2 項によれば、「民法（明治 29 年法律 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されている。

さらに第 3 項によれば「前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」こととされている。

(2) また稼働能力の活用については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 4 によれば、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること」と規定されている。

(3) また扶養義務の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 5 によれば、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと」と規定されている。

(4) さらに、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第 5 扶養義務の取扱いによると、「（前略）扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思があることが明らかである場合においては、扶養義務者の扶養は、要保護者本人の扶養請求権の行使（努力）によって、資産（金銭）となり得ることになる。したがって、このような場合には、扶養請求権の行使は保護の要件として位置づけられることになる。（後略）」とされている。



そこでこれを、本件についてみる。

処分庁は認定事実（7）のとおりケース診断会議の中で過去の保護受給状況や就労状況について、請求人が就労しても短期間でトラブルを起こし、また自己都合で仕事を辞めることを繰り返している状況から、請求人が稼働能力を活用しているとは認めがたいと判断している。しかし稼働能力を活用しているか否かについては、判断（2）のとおり総合的に判断する必要があり、請求人の状況や地域における求人状況等の情報も参考にして慎重な検討が行われるべきものである。

請求人の年齢や身体的な稼働能力、職歴からすれば必ずしも就労できない状況ではないと思慮されるものの、最終的に就労できるかどうか否かは請求人の資質や求人側の条件等その他の要因に負うところが少なくなく、関係資料からは処分庁が稼働能力不活用と断定するに十分な調査が尽くされているとは言い難いものである。

また、判断（3）のとおり民法による扶養義務は法の保護に優先することから、処分庁は認定事実（3）のとおり父親が請求人を引取り扶養する意思を確認し、請求人と扶養義務者とのこれまでの関わり等を考慮して扶養義務の円満裡の履行を目的に、認定事実（4）及び（5）のとおり生活保護制度の趣旨を説明し、扶養を受けるよう説得している。しかし請求人がこれを拒んでいる状況から、処分庁は扶養義務者の側に扶養の意思がある以上これを拒むことは、判断（1）の法第4条第1項の要件を欠くものとして判断している。

ここで判断（4）の扶養義務者が扶養能力を有していたかを検討すると、請求人の父親からの仕送りについては認定事実（3）及び（4）のとおりで、これ以外の入金や扶養状況、父親の収入について不明であり、請求人の父親に扶養能力があるかどうかを客観的に判断する根拠は乏しく判然としない。

また申請却下当時の請求人が最低限度の生活を維持するために必要な生活費は認定事実（7）のとおり月 〇〇〇〇 円であったところ、認定事実（1）、（2）及び（4）のとおり請求人の手持ち金 〇〇〇 円と預貯金 〇〇〇 円、父親からの仕送り 〇〇 万円の合計額は明らかに 〇〇〇〇 円を下回ること。また認定事実（5）のとおり請求人宅に電気は通っているが、ガス・水道が不通である状況からすると、保護申請却下当時請求人は最低限度の生活を維持できず、保護が必要な状況にあったと思慮される。

それにもかかわらず、処分庁は、稼働能力を活用していないこと、また扶養義務者の引取りにより最低生活が維持可能として申請を却下決定したことは、適当であったとは言い難いものである。

以上のとおり、本件処分に対する審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成 26 年 4 月 28 日

長野県知事 阿部 守



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表とする者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成26年4月28日



長野県知事 阿部 守

